

復刻版

みんなの経営ミニ

2023.11.28

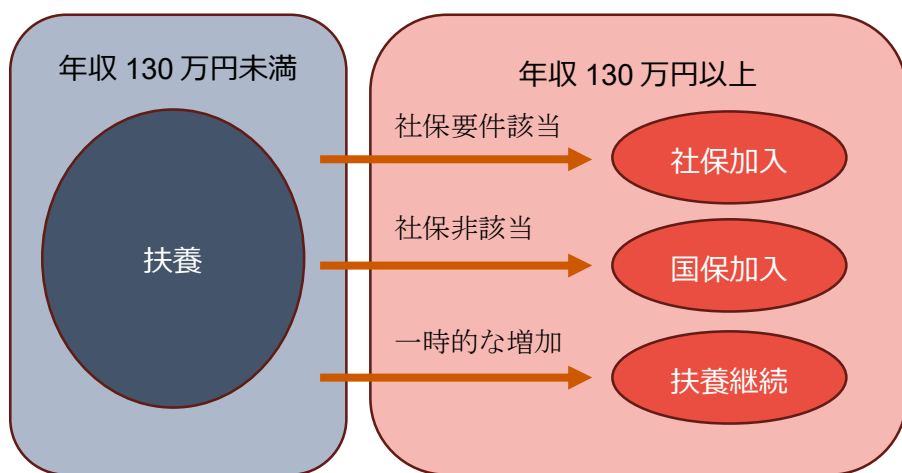
130万円の壁対策の概要

収入が130万円を超えても扶養は継続？

健康保険の扶養に入っている方（被扶養者）が年収130万円（60才以上または障害年金受給者は180万円）を超えると、扶養から外れ、自身で社会保険に加入または国民健康保険料の支払いが必要となります。

これが原因となり、被扶養者は年収が130万円を超えないよう仕事を抑え、それにより企業の人手不足も加速しています。

この「130万円の壁」を解消するため、被扶養者認定が見直され、人手不足解消のため一時的に収入が増え、130万円を超えても引き続き扶養に入り続けることが可能となりました。



人手不足等により「たまたま」特定の月の給与が増え、130万円を超えた場合が対象となり、継続的に130万円を超えることとなる場合は対象となりません。

また、この制度を活用する場合は、被扶養者が勤務する企業の事業主が「一時的な収入の増加であること」を証明することが必要となります。



かわべのこぼれ話

扶養認定の見直し

事業主の証明によって年収130万円を超えても、それが一時的な増加であれば扶養が継続されることとなりますが、この証明はいつ必要となるのでしょうか。

こちらは、①協会けんぽが毎年10～11月に実施する「被扶養者状況リスト」の記入時に既に一時的な増加があり、被扶養者の年収が130万円を超えている場合、②「被扶養者状況リスト」の提出後に一時的な増加があり、協会けんぽから問合せや調査があった場合となります。

上記の場合は、被扶養者の勤務先が作成した証明書を被保険者側の企業に提出し、被保険者側の企業が協会けんぽに提出します。

西田労務経営事務所



介護離職防止へ！企業に支援制度の周知を義務化へ

40歳になった社員へ介護休業等の支援制度の周知が義務づける方針

家族の介護をしながら働く人の介護離職は年間10万人にのぼっており、こうした現状を解決するため、厚生労働省は企業へ従業員が40歳になった際、介護休業制度などを周知することを義務付けるとする方針が示されました。

介護休業については、特に中小企業において活用が進んでいないことから、まずは制度の周知から始めていき、今後本格的に利用の促進が進んでいきそうです。

具体的な実施時期については未定となっております。

介護休業制度とは？

- 要介護状態（歩行・排泄・食事等の日常生活に必要な介護が必要な状態）の家族一人につき、通算93日間まで取得可能
- 介護休業期間につき、雇用保険から給与の2/3の給付金が支給される
- 従業員からの申出があれば、企業は原則として休業を与えなければならない



札幌では初雪が降り、今季は大雪が予想されておりますのでご注意ください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人（カワベント）

1992年札幌生まれ

2021年2月西田事務所入社

趣味・特技 スポーツ観戦、将棋

